

奄美市
タクシー事業者等支援金

申請要領

令和3年6月

(申請期間:令和3年6月 11 日～令和3年7月 31 日)

【連絡先】

奄美市商工政策課

〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25-8

TEL:0997-52-1111(内線 5306)

1 目的

この支援金は、鹿児島県による飲食店に対する営業時間の短縮要請(要請期間:令和3年5月10日~令和3年5月23日)に伴い、直接的な影響の大きいタクシー・運転代行業者だけではなく、その従業員を支援し、雇用の安定と事業継続を図ることが目的です。

2 対象者

タクシー事業者及び自動車運転代行業者のうち、次に掲げる全てに該当する事業者

- (1) 令和3年5月10日時点において、市内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者であること。

3 支援金の内容及び金額

次に掲げる2つの支援についての合計額を奄美市が支援します。

(1) 運転手への支援 一人あたり上限 30,000 円

・令和3年5月10日時点において雇用している従業員のうち、時短要請を主とした新型コロナの影響を受けた運転手の全てが対象となります。

・事業者が、本事業の目的に照らし、運転手が時短要請を主とした新型コロナによる影響を受けた金額を算出し、支給する金額を市が支援します。

※個人事業主が運転手のときは、運転手としての支給対象とします。

※自動車運転代行業の場合、事業者が保有する車両一台あたり、運転手は2人までとします。それ以上の場合は、上限額内で割り振りをお願いします。

※同一人物について、複数の事業者から申請は受け付けられません。

(2) 法人への支援

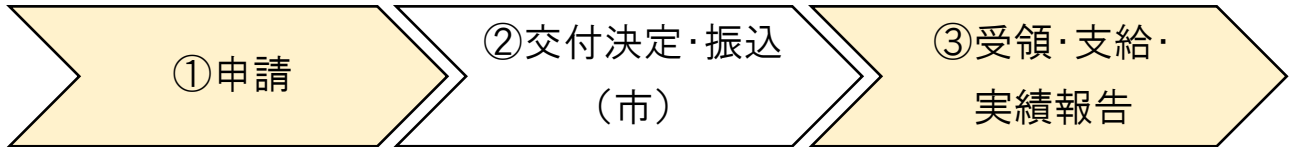
・前に定めた『運転手への支援』を支給する場合、同等の金額を支援します。

※個人事業主は対象になりません。

※前に定めた『運転手への支援』を支給することが条件となります。

4 申請の流れ・必要書類

申請の流れの順に、申請方法や書類について記載いたします。



① 申請

支援金の申請をします。

【提出書類】

| | |
|---|--|
| ① | 支援金申請書(第1号様式) |
| ② | 誓約書(第2号様式) |
| ③ | 支給予定者名簿(第3号様式) |
| ④ | 支給予定者名簿全員の運転免許証 (随伴車運転手も含む) |
| ⑤ | ・営業許可書(タクシー事業) ・自動車運転代行業認定証(自動車運転代行業) |
| ⑥ | 振込口座の分かるものの写し |
| ⑦ | 本人確認書類の写し ※個人事業主の場合のみ |
| ⑧ | 請求書 |

② 交付決定・振込

支援金申請書を基に、交付の可否を審査し通知し、交付決定の場合は、指定口座に請求額を振込みます。交付決定通知書には、支給実績報告書を同封します。

③ 受領・支給・実績報告

支援金の受領後、『運転手への支援』額分を速やかに運転手へ支給します。支給した際は、運転手が受領したことが分かるよう、受領印のある支給実績報告書を、振込後 30 日以内に奄美市に提出します。

5 支援金の返還について

- ※実績報告が 30 日以内に提出されなかった場合は、全額の返還を求めます。
- ※支給予定をしていたが、支給しなかった場合は、その額の返還を求めます。
- ※申請者が法人の場合、支給しなかった『運転手への支援』の同額についても返還を求めます。

6 申請書などの入手方法

- (1) 奄美市ホームページからダウンロード
- (2) 奄美市商工政策課での受け取り

7 申請方法

(1) 郵送

極力、簡易書留やレターパックなど郵送物が追跡できる方法で郵送してください。

「宛先」 〒894-8555 奄美市名瀬幸町 25-8 奄美市商工情報課 宛て
※封筒に「奄美市タクシー事業者等支援金交付申請書 在中」と記入してください。

(2) 窓口持参

名瀬総合支所商工情報課で受け付けます。

8 その他

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けた者に対し、その決定通知を取り消し、又はすでに受領した支援金の返還を命じることがあります。
- (2) 交付決定通知後や支給後、必要に応じて奄美市が調査をする場合があります。